

# 合併推進協議会だより



第5号

発行責任者 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会 会長 河崎敦夫 編集・発行 / 阿蘇中部4町村合併推進協議会事務局 一の宮町宮地1957-4 ☎0967-35-4011



## 合併推進協議会の状況

四月八日（火）第十回阿蘇中部4町村合併推進協議会が一の宮町就業改善センターで開催されました。会議は河崎敦夫協議会会長を議長とし、提案された10議案が審議されましたが、8議案が承認され2議案が継続調整となりました。

なお、審議に先立ち協議会委員の交代者と、県の人事異動に伴う幹事交代者への委嘱状交付を行い、続いて「新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会」の松永勲委員長より第一回小委員会の報告がありました。

会議の状況及び提案審議経過並びに次回提案事項は次のとおりです。

**第10回協議会 4月8日(火)**

**場所**

一の宮町／就業改善センター会議室

**協議事項**

**○小委員会報告**

三月二十七日に開催された「新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会」において、委員長に阿蘇町の松永勲議長、副委員長に産山村の井正明議長が選任されました。

松永委員長から、就任挨拶の後、小委員会の運営方法、今後のスケジュール等について経過報告を行いました。



○協議第十九号 投票区の見直し・開票所の選定について(継続)

原案どおり承認されました。

○協議第二十二号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)

実態調査をした上で協議をしてはどうかとの意見が出され、継続協議とされました。

○協議第二十三号 一般職員の身分の取扱いについて

合併までの新規採用方針について表現を明確にして欲しいとの意見が出されました。今後、各町村の職員は、通常業務のほかに合併に関する事務が大きな負担となります。こういった点を踏まえ、今後の退職者分を上限とすることで一部修正を加えたいと、承認されました。

また、現在の4町村の定員総数は三万人規模の市と比較すると多い状況にあり、合併後の定員については適正化計画を策定して、適正化に努めることをあらためて確認しました。

○協議第二十四号 特別職等の身分の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第二十五号 事務機構及び組織の取扱いについて

原案通り承認されました。

○協議第二十六号 消防団の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第二十七号 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第二十八号 保育事業の取扱いについて

徴収金の基準額については、合併までに統一にむけ調整していくというところで提案していましたが、今後の少子化を考えたときに出来るだけ安いほうに統一したほうが良いが、財政状況もあるので専門部会にもどしシミュレーションをした上で再検討してはどうかという意見が出され、継続協議とされました。

○協議第二十九号 その他の福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

**提案事項**

①新市の名称について

新市の名称を「阿蘇市」とするというところで提案しました。

提案理由として事務局から、この地域を包括的に呼称・総称する名称で歴史的な背景があり、住民にもなじみ・親しまれ、かつ、誇りを持つる名称であり、その世界的知名度・定着度から見ても「阿蘇」という名称に勝る名称は想定されないのではないかと説明を行いました。

この提案については各町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されます。

なお、同様の方法で名称を決定した例としては、昨年九月の「天草市」の事例があります。

②慣行の取扱いについて

新市における市民憲章、新市の花・木・鳥については、新市において公募等により制定することで提案しました。

現在各町村に名誉町村民制度がありますが、新市において名誉市民制度として制度を統一します。なお、現在の名誉町村民の方々については、そのまま新市に引き継がせていただきます。

③社会教育関係の取扱いについて

社会教育関係の取扱いについては、次のとおり提案しました。

町村によっては町村立体育館や中央公民館等が設置されていないところもありますが、合併の効果として、各町村の施設を広範囲で活用でき、他町村との交流も可能となります。

まず、生涯学習講座については、講師や会場が増えることで、より受講者のニーズに沿った事業展開が可能になります。今後、住民の要望を参考に充実を図り実施することとしています。また、活動の拠点となる施設の開館時間、休館日等についても地域のニーズを把握したうえで、合併までに調整することとしています。

社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努めることとしています。補助金については、合併までに調整することとしています。

また、新市において中央公民館等の生涯学習の拠点施設や文化ホール等の文教施設の建設について検討することでも提案しました。

各町村に貴重な文化財があります。各指定文化財や文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぎます。

各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとしていきます。

以上、次回協議予定の三項目について事務局から事前説明を行いました。五月十三日の協議会において具体的な協議が行われる予定です。

**その他**

**○委員の交代について**

阿蘇町の委員の交代があり、大塚友光委員に代わり、森山幸義委員が新委員として就任しました。

**○電算システム構築に係る業者選定のあり方について**

新市の電算システムの構築に係る業者選定について、総務部会、電算分科会等による選定委員会を設け、

進めていくことを報告しました。

最終的には幹事会、町村長会で承認された後、協議会に報告したうえで決定業者と契約をする予定です。

**○阿蘇中部4町村合併推進協議会新年度予算について**

新年度予算について、協議会に説明し、承認されました。



**今回の協議において**

**確認された事項**

**協議第十九号 投票区の見直し・開票所の選定について**

投票所の見直しや開票所の選定については、合併までに調整する。

**協議第二十三号 一般職員の身分の取扱いについて**

一般職の身分については、次のとおりとする。

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 職員定数は合併時の職員実数とし、合併までの新規採用は今後の退職者分を上限とするともに、合併後の職員数については、定員モデル及び類似団体の定員を目標に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び適正化の観点から調整し、統一を図る。

(4) 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

**協議第二十四号 特別職等の身分の取扱いについて**

(1) 市長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。

(2) 三役及び教育長の人数、任期については、各法令の定めるところによる。合併時の給料は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。

(3) 市議会議員及び農業委員会の委員の合併時の報酬額は、市議会議員については阿蘇町の例により、農業委員会の委員については波野村の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。

(4) 教育委員会及び選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。合併時の報酬額は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬審議会において検討

する。

(5) 附属機関及びその他の特別職については、新市において設置の必要性があるものは、新市において新たに設置する。人数、任期、報酬額については、合併直前の制度をもとに合併時に調整する。

**協議第二十五号 事務機構及び組織の取扱いについて**

(1) 新市の組織・機構は、計画的な定員管理を行いつつ「新市における組織・機構の整備方針」に基づき、段階的に整備するものとする。

(2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

《新市における組織・機構の整備方針》  
新市における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえて合併の効果を最大限にいかすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。

このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備する。

- ① 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
- ② 市民が親しみやすく、利用しやすい組織・機構
- ③ 責任の所在が明確な組織・機構
- ④ 指揮命令系統がわかりやすい組織・機構
- ⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥ 行政課題に即応できる組織・機構
- ⑦ 簡素で効率的な組織・機構
- ⑧ 緊急時に即応できる組織・機構

**協議第二十六号 消防団の取扱いについて**

- (1) 4町村の消防団は、合併時に統合する。
- (2) 団員定数については、合併直前の定数を新市に引き継ぐ。
- (3) 班長以上幹部の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 消防団の組織は、合併までに再編する。

**協議第二十七号 人権教育・同和对策事業の取扱いについて**

- (1) 各種協議会・委員及び専門職員等の配置等については新市において組織の再編、設置、検討を行い、取り組むものとする。
- (2) 隣保館・集会所等の関係施設については、引き続き新市において管理運営を行うものとする。
- (3) その他人権教育・同和对策事業関係については、国、県、他市町村の動向を踏まえ、新市において検討する。

**協議第二十九号 その他の福祉事業の取扱いについて**

- (1) 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき合併時に統合する。なお、統合に当たっては、社会福祉協議会合併協議会を設置し、その内容についての詳細協議を経て合併までに調整するものとする。また、

新市は社会福祉協議会と協力し、地域福祉の推進に向け住民が安心して暮らせるよう福祉の充実に努める。

- (2) 合併時の民生・児童委員会は、旧町村で厚生労働大臣より委嘱され、在任期間を有する委員で構成する。なお、任期満了後の委員定数は、新市の世帯数において知事と協議する。ただし、活動内容等については、新市において調整する。
- (3) 災害見舞金については、合併時に統一を図る。
- (4) 慰霊祭については、合併までに運営方法について調整し、阿蘇町方式で統一を図る。
- (5) 敬老会については、新市においても引き続き実施する。なお、内容については新市において調整する。
- (6) 老人クラブ助成金は、新市で補助基準を新たに設定し支給する。



**いま何故合併か？**

**国の財政危機深刻化と市町村の行政**

市町村の合併が推進される状況になった理由に、財政危機の問題があります。わが国が今大変な財政危機に陥っているということは、皆さん方も新聞テレビ等でご承知のことではありますが、我が国は今や先進国の中では、最大の借金大国になっています。毎年度の財政赤字も先進国の中では、飛び抜けて大きなものとなっています。

この財政危機となった原因は二つあると思います。まず最大の原因は、経済の基調が変わってしまったということとであります。

かつて、わが国は急速な経済成長をとげました。いわゆる高度経済成長の時代が長く続いたわけですが、一九九〇年代に入りましてバブルが崩壊し、ゼロ成長、マイナス成長の時代になってしまいました。経済状態が悪くなり、当然のことですが税収が落ちてしまいました。

第二の原因は、日本の税制は、所得税とか、住民税、固定資産税あるいは法人税、法人住民税といった経済の動向に非常に敏感に反応する税制となっています。このため、今日のように景気が悪くなると、税収が極端に落ちてしまうという欠陥があります。この二つの原因により財政状態が大変悪くな

ってしまったのです。

それでも地方財政が財政構造上相当悪くなってきたと、毎年度の予算編成におきましては、地方交付税を増やす、あるいは地方債の増発を認めるという形で、国の財政危機が直接に地方財政を拘束するとか、地方財政に影響を与えるようなことがないようにされてきました。

しかし、国債や地方債が増えてきて、何よりも地方交付税で肩代わりしたという面が非常に大きかったです。その財源は地方交付税特別会計が借金をしてきたのです。例えば国は十三年度に二十兆円の地方交付税を配分していますが、本来の地方交付税は十六兆円しかなく四兆円は借金でした。このように実力以上の地方交付税を配分して地方財政を支えてきたわけです。また、傾斜配分といって、税収の多い都市部よりも税収の増えない農村部に対し交付税の配分を多くするという制度もとられてきました。

しかし、高度成長期が終わり国税も地方税も大幅な減収が続いてきました。地方交付税の傾斜配分に対する見直しも考えられるようになり、借金をして傾斜配分をするのはおかしい、もう借り入れは止めようということになりました。

このような事情により、国の交付税制度が見直されるならば、小規模の市町村としては、合併をして必要経費を少なくし、行政住民サービスを維持していくことが必要となったわけであり

# 阿蘇中部4町村合併協議（協定）項目一覧表

○印は第10回協議会までに提案、承認された事項

区分	番号	項目	提案	承認
基本的事項	1	合併の方式	○	○
	2	合併の期日	○	○
	3	新市の名称		
	4	新市の事務所の位置	○	
	5	財産及び債務の取扱い	○	
合併特例法に規定されている協議項目	6	新市建設計画（ビジョン）	○	○
	7	議会議員の定数及び任期の取扱い	○	○
	8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	○	
	9	地方税の取扱い	○	
その他の必要な協議事項	10	一般職員の身分の取扱い	○	○
	11	特別職等の身分の取扱い	○	○
	12	条例、規則等の取扱		
	13	事務機構及び組織の取扱い	○	○
	14	一部事務組合の取扱い		
	15	使用料、手数料等の取扱い		
	16	公共的団体等の取扱い		
	17	補助金・交付金等の取扱い		
	18	町・村・字名の取扱い		
	19	慣行の取扱い		
	20	国民健康保険の取扱い	○	
	21	介護保険の取扱い		
	22	消防団の取扱い	○	○
	23	行政区の取扱い		
	24	姉妹都市の取扱い	○	○
	25	国際交流事業の取扱い	○	○
	26	電算システム事業の取扱い	○	○
	27	広報・広聴関係事業の取扱い	○	○
	28	防災関係事業の取扱い		
	29	人権教育・同和対策事業の取扱い	○	○
	30	保健衛生関係事業の取扱い		
	31	病院・診療所（直営）の取扱い	○	○
	32	障害者福祉事業の取扱い		
	33	高齢者福祉事業の取扱い		
	34	児童福祉事業の取扱い		
	35	保育事業の取扱い	○	
	36	その他の福祉事業の取扱い	○	○
	37	ゴミ収集運搬業務事業の取扱い		
	38	環境対策事業の取扱い		
	39	農林水産関係事業の取扱い		
	40	商工観光関係事業の取扱い		
41	建設関係事業の取扱い			
42	上・下水道事業の取扱い			
43	学校教育関係の取扱い	○	○	
44	社会教育関係の取扱い			
45	その他の事業の取扱い			



3月24日～4月8日

- 3月24日 消防団長・副団長会議（阿蘇町広域行政消防本部）
- 3月25日 第十回電算分科会（一の宮町役場）
- 3月25日 第十一回幹事会（合併推進協議会事務局）
- 3月25日 第十四回建設部会（一の宮町役場）
- 3月25日 第三回介護保険分科会（一の宮町役場）
- 3月26日 第十六回総務部会（合併推進協議会事務局）
- 3月27日 第一回小委員会（合併推進協議会事務局）
- 3月27日 第十二回厚生部会（産山村役場）
- 3月27日 農業委員会正・副会長会議（一の宮町役場）
- 3月31日 第十回産業部会（合併推進協議会事務局）
- 4月2日 第十一回町村長会（合併推進協議会事務局）
- 4月2日 第二回財政分科会（合併推進協議会事務局）
- 4月2日 第十五回企画部会（合併推進協議会事務局）
- 4月7日 第十一回電算分科会（産山村役場）
- 4月8日 第十回阿蘇中部4町村合併推進協議会（就業改善センター）

## 次回協議会開催日

第十一回合併協議会は、五月十三日(火)午後一時三十分から、阿蘇町いこいの村で行います。

※協議会の開催日及び開催時間は毎月第二火曜日午後一時三十分開催を原則としています。変更する時もありますので、事務局にお問い合わせください。

なお、六月以降の協議会開催予定は基本的には次のような計画を持っておりませんが、会場等については、今後の合併により、または町村役場、合併事務局等にご確認ください。

回数	開催予定日	場所
第18回	15年12月	一の宮町
第17回	15年11月	波野村
第16回	15年10月	産山村
第15回	15年9月	阿蘇町
第14回	15年8月	一の宮町
第13回	15年7月	波野村
第12回	15年6月	産山村

## 協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、公開を原則としています。どなたでも傍聴できます。

ただし、傍聴席の数には限りがありますから、傍聴者が多数の場合は会議前に抽選をさせていただきます場合があります。

## 協議会の会議資料は

### 閲覧することができます

協議会の会議録や会議資料は、合併協議会事務局で閲覧することが出来ます。詳しくは事務局にお尋ねください。

事務局 ☎35・4011



## ホームページを開設しました

15年4月より阿蘇中部4町村合併推進協議会のホームページを開設いたしました。

協議会の開催状況や合併に関する情報を提供しておりますので、ご利用ください。

URL <http://www.aso.ne.jp/~asochubu/>

## 編集後記

いよいよ、平成十五年度がスタートしました。本年度は県議会議員の選挙に始まり、つづいて、最も身近な町村議会議員の選挙と、皆様方もあわただしい日々であったと思います。

振り返れば、現在の町村体制での最後の町村議会選挙であったかもしれません。選挙民の方におかれましても、また候補者におかれましても、そのことを意識されての選挙戦であったと思います。

合併協議会といたしましては、平成十七年三月三十一日の合併特例法期限までに後二カ年をきりました。この間によりよき新市の発足に向けての協議を終了しなければなりません。

これから、各町村において、新市建設計画策定のためのワークショップ(研究会)も始まりませんが、出来るだけ多くの住民の方に参加いただいて、住民意向の反映された新市の建設計画を作成しなければならぬと思っております。

本年度も、多くの情報をお知らせして、住民の方の不安を少なくし「希望に満ちた明るいまちづくり」が出来るよう努力して参りますのでよろしく願っています。